

中期目標期間見込評価に係る評価基準等について

○法人から中期目標期間中の業務の実績、自己評価及びその評価理由について、第1期中期目標期間業務実績（見込）報告書（概要版、特に詳細な説明が必要な部分については本書）により説明があります。

【参考】（「中期目標期間見込評価に係る実施要領」より）

・法人による自己評価

法人は当該中期目標期間中に市長が行った年度評価を踏まえ、中期計画に定めた小項目ごと自己評価を行う。

評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。

また、最終年度に予定される事業等において、特に評価に影響を与えると認められる事項等がある場合は、当該事項を考慮して評価を行う。

・法人の自己評価に係る基準《小項目評価》

- ・当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に大幅に上回っている。 → 5
- ・当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に上回っている。 → 4
- ・当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に計画どおりである。 → 3
- ・当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に下回っている。 → 2
- ・当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に大幅に下回っている、又は実施していない。 → 1

○各項目について、委員の皆様からいただいたご意見を考慮し、後日市で評価を決定します。

※市の評価基準（小項目）は、法人の自己評価に係る基準と同様です。

- ・市の全体評価については、各小項目の評価が決定後、これらの評価を踏まえ、中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行います。